

第9期美深町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

第1章 計画策定の趣旨等

(1) 基本理念

第9期計画においても第8期計画までの基本理念を継続し、地域支援事業、介護予防サービスによる介護予防の取組を通じて、高齢者が要介護状態にならないよう支援するほか、要介護状態となっても、健康で生きがいのある生活を送れるよう、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むための必要なサービスの充実や確保を目指します。

(2) 計画の性格、法的な位置付け

本計画は介護保険法第117条の規定による「市町村介護保険事業計画」を策定したもので、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と一体的に策定する計画です。

(3) 計画の期間

本計画の期間は令和6年度(2024年)から令和8年度(2026年)までの3年間です。

(4) 計画策定のための体制

①美深町高齢者保健福祉等計画策定委員会の設置 ②住民アンケートの実施 ③地域ケア会議

第2章 高齢者等の現状と各年度の推計

(1) 高齢化の現状と今後の見込み

高齢者数は平成26年度をピークに徐々に減少、今後も緩やかに減少していく推計です。令和6年度の75歳以上の高齢者数見込みが948名で総人口に対する割合が25.0%となり、4人に1人が75歳以上の高齢者になることが見込まれます。

(2) 要支援・要介護認定者の現状

令和3年度以降の認定者数は緩やかに減少。認定率は20%前後を推移しますが、団塊世代が後期高齢者になることにより今後は緩やかに上昇していくことが予測されます。

(3) 介護サービス利用者数の現状と今後の見込み

介護サービスの利用状況では、サービス対象者数320人のうち、施設・居住系サービスの利用者が約35%を占め、今後も同程度で推移すると見込まれます。
居宅サービス率は、令和2年度までは5割を超える利用率となっておりましたが、令和3年度以降は約4割程度の利用率となっており、今後も同水準程度で推移すると見込まれます。

第3章 重点課題に対する取り組み

(1) 地域包括ケアシステムの深化と推進

「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の取組を引き続き推進します。
①在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備 ②日常生活を支援する体制の整備 ③地域包括支援センターの役割

(2) 認知症高齢者対策の推進

認知症の人やその家族が尊厳を保持しつつ、希望を持ってできる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられる町づくりを目指します。
①認知症の理解を深めるための普及啓発の推進 ②予防対策の推進 ③早期発見と支援・介護サービス・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

(3) サービスの基盤整備の推進と介護人材の確保

介護が必要になっても在宅で安心して生活できるよう、訪問や通所サービスを継続し、必要な人に提供できるよう体制確保に努めます。

(4) 高齢者の権利擁護

地域包括支援センターが中心となり、対象者の「その人らしさ」という視点を保持しながら、適切な支援を提供することによって、本人の生活の維持や向上を図ります。
①成年後見制度の活用 ②日常生活自立支援事業の活用 ③高齢者虐待への対応 ④消費者被害の防止

(5) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

ボランティアの育成や支援、高齢者の就労機会の確保のほか、専門職による機能訓練事業、口腔機能向上や低栄養防止による介護予防推進、地域ケア会議等による多職種連携を継続します。

(6) 災害・感染症対策

災害時の安全な避難や感染拡大防止策のため民生委員、自治会や介護事業所との連携・協力を進めます。

第4章 サービスの整備

(1) 介護保険対象サービス

第8期計画の実績を分析した上で、国及び道の基本指針、人口及び要介護認定者等の推計をもとに、必要なサービス量を確保できるよう事業見込量を推計しました。

①居宅サービス・介護予防サービス ②地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス ③施設サービス

(2) 地域支援事業の実施

美深町地域包括支援センターを拠点として各種事業を実施します。

①介護予防・生活支援サービス事業 ②一般介護予防事業 ③包括的支援事業 ④任意事業

(3) 介護保険対象外サービス

①保健サービス ②高齢者福祉サービス(施設サービス) ③その他保健福祉サービス

第5章 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

(1) 町の総合相談、サービス情報提供、苦情相談

高齢者が抱える各課題に対し、総合的な相談や必要な情報を的確に伝え、高齢者が地域で生きがいをもって生活するための支援体制を築きます。

第6章 介護保険の事業量の見込み

(1) 第1号介護保険料基準額の推計

介護(予防)給付	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	
被保険者数	1,563人		1,529人		1,501人		
居宅(介護予防)サービス	A	89,360	4,244	89,464	4,248	89,464	4,248
地域密着型(介護予防)サービス	B	204,858	918	205,118	920	205,118	920
その他	C	14,600	1,569	14,619	1,571	14,619	1,571
小計(A+B+C)	D	308,818	6,731	309,201	6,739	309,201	6,739
施設サービス	E	193,519	-	193,764	-	193,764	-
小計(D+E)	F	502,337	6,731	502,965	6,739	502,965	6,739
特定入所者介護サービス費	G	-	17,250	-	17,250	-	17,250
高額介護サービス費	H	-	10,160	-	10,160	-	10,160
高額医療合算介護サービス費	I	-	1,200	-	1,200	-	1,200
審査支払手数料	J	-	321	-	326	-	327
標準給付費見込額(F+G+H+I+J)	K	-	537,999	-	538,640	-	538,641

(2) 保険料基準額の算出

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 A	537,999	538,640	538,641	1,615,280
地域支援事業費 B	34,826	34,826	34,826	104,478
第1号被保険者負担相当額 C = (A+B) × 23%	= 395,544千円			
調整交付金見込額 D	82,842千円			
保険者機能強化推進交付金等交付見込額 E	900千円			
保険料収納必要額(C-D-E) F	311,802千円			
予定保険料収納率 99.5%	第1号被保険者保険料基準額		月額	6,159円
			年額	73,908円

(3) 介護給付費準備基金取り崩しによる介護保険料の抑制

第9期計画において、保険料率増加抑制のため準備基金を活用して保険料基準額を軽減し、「基準額」を下記のとおり設定します。

保険料収納必要額(上記Fの額)	311,802千円
準備基金取崩額 G	13,100千円
基金取崩後保険料収納必要額(F-G)	298,702千円
保険料(月額)	軽減額 259円
	軽減後保険料 5,900円

基準額 (月額) 5,900円 (1,400円増額) (年額) 70,800円 (16,800円増額)